

飯田愛子奨学基金奨学生追加募集のお知らせ

神栖市（旧波崎町）では、波崎町出身の飯田愛子氏からの寄附金をもとに、平成14年度に「飯田愛子奨学基金」を設立しました。

この基金は、大学等に在学する方で、神栖市奨学資金の貸与を決定された方に、希望により入学初年度1回に限り一時金を貸与する制度です。飯田愛子氏の「将来に向けて有為な人材育成のために活用して欲しい」との意思を尊重し、永続的に活用出来る方法として、次のように運用しております。

1. 貸与金額

神栖市奨学資金貸与と併せて希望する方へ、入学する年に50万円（一人につき1回限り）貸与します。貸与時期は、神栖市奨学資金と併せて6月末に振り込み致します。

2. 貸与対象者及び募集人員

大学（短大を含む。）又は専修学校の専門課程に在学する者に入学初年度1回に限り貸与します。

<ただし、編入等による入学者は除く。>

募集予定人員は2名です。（大学等に在学する学生で、神栖市奨学資金の貸与を決定された者）

3. 申込方法

神栖市奨学資金貸与申請の際、奨学生願書（様式第1号）にある「飯田奨学金貸与」欄の「希望」に○をして下さい。

4. 返還方法（返済）

飯田愛子奨学基金の返還は、神栖市奨学資金貸与最終月より6ヶ月後から5年以内の返済（無利子）となります。繰り上げ返還も可能です。